

## 第8 税制の状況

- 1 平成18年度の税制改正の概要 ..... 141
- 2 平成18年度の県税の概要 ..... 146

# 1 平成18年度税制改正の概要

税 目	改 正 点
個人住民税	<p>1. 税源移譲</p> <p>(1) 所得割の税率の改正 (平成19年度分から適用) 所得割を10%比例税率化(県民税4%、市町村民税6%)</p> <p>(2) 調整控除 (平成19年度分以後の個人住民税について適用) 所得税と個人住民税の人的控除額の差額に基因する負担増を調整</p> <p>(3) 住宅ローン控除 (平成20年度分から平成28年度分までの個人住民税について適用) 既存の住宅ローン控除適用者について、税負担の変動が生じないように、移譲前の所得税額において控除できた額と同等の負担減となるような個人住民税の減額措置</p> <p>(4) 申告分離課税等の税率割合等の改正</p> <p>① 申告分離課税(肉用牛の売却による事業所得(免税対象飼育牛に該当しないものが含まれている場合)、土地の譲渡等に係る事業所得等、長期譲渡所得、短期譲渡所得、株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等)に係る所得割における県民税・市町村民税の税率割合 (平成19年度分以後の個人住民税について適用)</p> <p>② 県民税株式等譲渡所得割及び配当割の市町村への交付率 (平成19年度分以後の交付金について適用)</p> <p>③ 配当控除及び外国税額控除における県民税・市町村民税の控除割合 (平成19年度分以後の個人住民税について適用)</p> <p>④ 配当割額及び株式等譲渡所得割額控除における県民税・市町村民税の控除割合 (平成20年度分以後の個人住民税について適用)</p> <p>(5) 県民税徴収取扱費交付金の算定方法の変更 納税義務者数に3,000円を乗じて算定 (平成19年度課税分以後の徴収取扱費交付金から適用する。ただし、平成19年度課税分及び平成20年度課税分については、4,000円を乗ずる。)</p> <p>(6) 利子割、配当割、株式等譲渡所得割に係る交付金の交付率の変更 収入に対する交付率59.4% (平成19年度以後に交付すべき交付金について適用)</p> <p>(7) 山林所得の五分五乗規定、平均課税の規定の廃止</p> <p>(8) 退職に係る特別徴収税額表の廃止</p> <p>(9) 税源移譲時の年度間の所得の変動に係る経過措置 平成19年度分の個人住民税を移譲前の個人住民税額まで減額</p> <p>(10) 徴収金の払込みの方法等の特例 平成18年度以前に課税された県民税分については、税源移譲前の課税額の割合で払込む経過措置</p> <p>2. 定率減税の廃止 平成19年4月1日施行、平成18年度分までは従前の例</p>

法人住民税	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 中小企業技術基盤強化税制が適用される場合における法人税割の課税標準の特例措置  試験研究費のうち比較試験研究費を上回る部分の税額控除率につき5%を加える措置を適用された場合に課税標準となる法人税額から同様に控除  (2年間の時限措置)</li> <li>2. 利子割に係る還付が発生した場合の充当規定の整備  県民税法人税割から控除しきれなかった利子割額について均等割充当の申し出があった場合は、均等割に充当  (平成19年4月1日以後に開始する事業年度から適用)</li> </ol>
法人事業税	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 保険業法等の改正への対応  新たに創設された少額短期保険業者は、各事業年度の正味収入保険料に100分の40を乗じて得た金額が課税標準  収入金額の2分の1に相当する額を収入金額から控除する課税標準の特例が5年間(平成18年4月1日から平成23年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税)</li> <li>2. 無償減資等の額を資本等の金額から控除する特例措置  平成20年3月31日まで2年延長</li> </ol>
不動産取得税	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 標準税率の特例措置の延長と見直し  住宅及び土地の取得に対する不動産取得税の税率を3%とする特例措置を平成21年3月31日まで3年延長  住宅以外の家屋の取得に係る不動産取得税の税率を平成20年3月31日まで3.5%とする経過措置</li> <li>2. 宅地評価土地に係る課税標準を価格の2分の1とする特例措置の延長  平成21年3月31日まで延長</li> <li>3. 非課税等特別措置の創設・拡充 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 港湾法の改正等による外貿埠頭公社の改革に伴う外貿埠頭公社の民営化により、民営化会社が公社から承継する一定の不動産に係る非課税措置の創設</li> <li>(2) 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の支給を受けて取得する事業用施設に係る税額の減額措置の拡充</li> </ol> </li> <li>4. 非課税等特別措置の延長 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 土地改良法の規定により取得する埋立地又は干拓地に係る非課税措置(2年延長)</li> <li>(2) 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年を経過した日に緩和する特例措置(2年延長)</li> <li>(3) 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置(2年延長)</li> <li>(4) 農業振興地域の整備に関する法律に基づく市町村長の勧告等によって取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置(2年延長)</li> <li>(5) 独立行政法人空港周辺整備機構が航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設の用に供する土地で公用又は公共の用以外のものに係る課税標準の特例措置(2年延長)</li> <li>(6) 河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業のために使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得する代替家屋に係る課税標準の特例措置(2年延長)</li> <li>(7) 農地保有合理化法人が長期貸付農地保有合理化事業により取得する農地等に係る課税標準の特例措置(2年延長)</li> </ol> </li> </ol>

<p style="text-align: center;">不動産取得税</p>	<p>(8) 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律に規定する特定事業計画に基づき鉄軌道事業者等が既設の駅において実施する改良工事により取得する一定の家屋に係る課税標準の特例措置(2年延長)</p> <p>(9) マンション建替事業の施行に伴いやむを得ない事情により権利変換を希望しない旨の申出をした者が施行マンション内で行っていた事業を引き続き行うための当該事業の用に供する土地等(住宅の用に供するものを除く。)に係る課税標準の特例措置(2年延長)</p> <p>(10) 移転補助を受け土砂災害特別警戒区域から移転する者が従前の不動産に代わるものとして区域外に取得する不動産(住宅の用に供するものに限る。)に係る課税標準の特例措置(2年延長)</p> <p>(11) PFI法に基づく認定事業者が政府の補助を受けて選定事業により整備する国立大学法人の校地内の校舎の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置(2年延長)</p> <p>(12) 独立行政法人都市再生機構が一定の業務の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置(2年延長)</p> <p>(13) 農地保有合理化法人が担い手農業者確保事業により取得する農地等に係る納税義務の免除措置等について、納税義務の免除措置等の期間を5年延長する特例措置(2年延長)</p> <p>5. 非課税等特別措置の縮減・合理化</p> <p>(1) 国の補助金又は交付金の交付を受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置を2年間延長  当該施設が農業近代化資金等の貸付けと補助金等の交付を共に受けている場合、当該交付又は当該貸付けのうち、額がより小さい方について、価格から控除する額を当該交付又は当該貸付け相当額の5分の2(現行5分の4)に縮減</p> <p>(2) 軽自動車検査協会が軽自動車の検査事務の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置について、3分の1(現行3分の2)に縮減したうえ、その適用期限を2年延長</p> <p>(3) 商工会議所等の事業用不動産に係る非課税措置のうち職員の福利及び厚生のために供する不動産を除外</p> <p>(4) 独立行政法人中小企業基盤整備機構法の規定に基づく資金の貸付けを受けて取得する共同施設に係る課税標準の特例措置の対象から協同組合連合会及び商工組合が取得する施設を除外</p> <p>6. 非課税等特別措置の廃止</p> <p>(1) 中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律及び商店街振興組合法による組合及び連合会が経営する病院及び診療所の用に供する不動産に係る非課税措置</p> <p>(2) 林業・木材産業改善資金助成法の規定に基づく資金の貸付けを受けて森林組合等が取得する林業生産に係る作業場における休憩施設に係る課税標準の特例措置  (平成19年4月1日から特例対象の除外)</p> <p>(3) 独立行政法人農業者年金基金が取得する独立行政法人農業者年金基金法に規定する業務の用に供する不動産に係る非課税措置</p> <p>(4) 日本下水道事業団が取得する日本下水道事業団法に規定する下水汚泥広域処理事業の用に供する不動産に係る非課税措置</p> <p>(5) 農林漁業団体が取得する発電所又は変電所の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置</p>
---	--

自動車税	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自動車税の制限税率の引上げ 課税自主権の強化の観点から制限税率を標準税率の1.5倍（現行1.2倍）に引上げ</li> <li>2. 自動車税のグリーン化に伴う軽課対象の見直し（特例措置期限を2年延長） <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成17年自動車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車、燃費基準値より20%以上燃費性能の良いもの並びに電気自動車、天然ガス自動車及びメタノール自動車について、税率を概ね100分の50軽減</li> <li>(2) 平成17年自動車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車、燃費基準値より10%以上燃費性能の良いものについて、税率を概ね100分の25軽減</li> <li>(3) 重課対象車は、ディーゼル車で新車新規登録から11年を経過したもの、又はガソリン車（LPG車を含む。）で新車新規登録から13年を経過したものとし、税率を概ね100分の10重課</li> </ol> </li> <li>3. 道路運送車両法に規定する移転登録に際して課税される自動車税の徴収方法の変更 移転登録に際して課税が行われる場合の徴収方法を証紙徴収から普通徴収に変更</li> </ol>
自動車取得税	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 低燃費車特例の見直し（特例措置期限を2年延長） <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成17年自動車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車、燃費基準値より20%以上燃費性能の良いものについては、取得価額から30万円を控除</li> <li>(2) 平成17年自動車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車、燃費基準値より10%以上燃費性能の良いものについては、取得価額から15万円を控除</li> <li>(3) 特例の対象となる自動車に次の要件を付すことを規定 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 自動車検査証に燃費基準20%又は10%向上達成車であることが記載されていること</li> <li>② 窒素酸化物の排出量が一定の基準以下であり、自動車排出ガスに係る国土交通大臣が定める基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること</li> </ol> </li> </ol> </li> <li>2. 環境性能に優れた大型ディーゼル車に対する特例措置の創設 当該自動車の取得が平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に行われた場合の特例措置 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 車両総重量が3.5トンを超える自動車（ディーゼル車に限る。）のうち、平成17年重量車排出ガス保安基準に適合し、かつ、平成27年度燃費基準を満たすものについて、税率を1%軽減</li> <li>(2) (1)の掲げる要件を満たし、かつ、平成17年重量車排出ガス保安基準よりも10%以上NO<sub>x</sub>（窒素酸化物）又はPM（粒子状物質）の排出量が少ない自動車について、税率を2%軽減</li> <li>(3) 特例の対象となる自動車に次の要件を付すことを規定 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 自動車検査証に平成27年度燃費基準達成車であることが記載されていること</li> <li>② NO<sub>x</sub>又はPMの排出量が平成17年重量車排出ガス保安基準の10分の9を超えない自動車、かつ、自動車排出ガスに係る国土交通大臣が定める基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol>

自動車取得税	<p>(4) 新長期規制適合車に対する特例措置の廃止</p> <p>3. 国の行政機関の作成した計画に基づく政府の補助を受けて取得するバスに係る非課税措置 平成 20 年 3 月 31 日まで 2 年延長</p>
軽油引取税	<p>1. 供給者罰則の創設及び元売業者等の指定要件の見直し</p> <p>(1) 不正軽油の原材料や製造施設の提供又は運搬したものへの罰則規定の創設と法人重科規定を併せて規定</p> <p>(2) 供給者罰則に当たる違反行為をした元売業者、特約業者、仮特約業者の指定取消</p> <p>2. 質問検査権の強化 石油製品を運搬する者について、徴税吏員の質問検査権の対象となることが明らかになるように規定の整備</p> <p>3. 課税免除措置の見直し 航空運送サービス業を営む者に係る課税免除措置の対象空港に神戸空港及び新北九州空港を追加し、山形空港を除外</p>
その他	<p>1. 不申告加算金の改正 (平成 19 年 1 月 1 日以後に申告書の提出期限が到来する地方税に係る不申告加算金について適用)</p> <p>(1) 当該税額が 50 万円を上回る場合、その上回る部分に係る不申告加算金は 100 分の 20 (現行 100 分の 15) の割合を乗じて計算した金額</p> <p>(2) 申告書の提出期限後に申告書を提出した場合でも、申告書を提出すべき納税義務者が申告書の提出期限までに提出する意志があったと認められる場合で、かつ、申告書の提出期限後の 2 週間以内に申告書の提出がなされた場合は、不申告加算金を課さない 「申告書の提出期限までに提出する意志があったと認められる場合は、」次の 2 つを満たす場合</p> <p>① 申告書の提出期限があった日の前日から起算して 5 年 (年間の申告回数が多い地方たばこ税等や特別徴収の方法を採用している県民税利子割等については 1 年) 前の日までの間に、当該税目について、不申告加算金額又は重加算金額を課されたことがない場合 (かつ、この期間内にこの適用を受けていないことが必要)</p> <p>② 納付又は納入すべき税額の全額が、納期限 (納期限の延長があったときは、その延長された納期限) までに納付又は納入されていた場合</p> <p>2. 更正の請求の特例に係る理由の追加 更正の請求の特例が認められるやむを得ない理由に、地方税法に関する条例の解釈が判決により変更された場合で、変更後の解釈が地方税に関する法令の解釈として総務大臣により公表された場合を追加</p>

## 2 平成18年度の県税の概要

税目	納税義務者	課税標準額等	税率	納期	
個人の県民税	均等割	県内に住所を有する個人及び県内に事務所、家屋敷等を有する個人でその市町村内に住所を有しない者	1人あたり	年額 ……1,500円 うち、水と緑の森づくり税分 500円	給与所得者（特別徴収）は毎月（給与から差し引かれる） その他の人（普通徴収）は6月・8月・10月・1月（市町村民税と同時に納める）
	所得割	県内に住所を有する個人で一定額以上の所得がある者	前年の所得金額から基礎控除・扶養親族などの所得控除後の金額	700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 3%	
法人の県民税	均等割	県内に事務所・事業所を有する法人	資本金等の額が50億円を超える法人	年額 ……840,000円 うち、水と緑の森づくり税分 40,000円	事業年度終了の日から2か月以内
			資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	年額 ……567,000円 うち、水と緑の森づくり税分 27,000円	
			資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	年額 ……136,500円 うち、水と緑の森づくり税分 6,500円	
			資本金等の額が1千万円を超え1億円以下の法人	年額 ……52,500円 うち、水と緑の森づくり税分 2,500円	
	上記以外の法人	年額 ……21,000円 うち、水と緑の森づくり税分 1,000円			
法人税割	県内に事務所・事業所を有する法人	法人税額（国税）	5.8% （資本金又は出資金が1億円以下で法人税額が1,000万円以下の中小法人は5.0%）		
県民税利子割	県内に所在する金融機関等を通して利子等の支払いを受ける者	支払いを受けるべき利子等の額	5%	翌月の10日（毎月）	
県民税配当割	県内に住所を有し株式会社等から配当等の支払いを受ける者	支払いを受ける配当等の額	3%	翌月の10日（毎月）	
県民税株式等譲渡所得割	県内に住所を有し証券会社から株式等の譲渡益の支払いを受ける者	支払いを受ける株式等譲渡益の額	3%	翌年の1月10日	
個人の事業税	次の事業を行っている個人 第1種事業（物品販売業・不動産貸付業・製造業・駐車場業・飲食店業など） 第2種事業（畜産業・水産業など） 第3種事業（医業・薬剤師業・弁護士業・税理士業・コンサルタント業・デザイン業・理容業・美容業・クリーニング業など）	前年の事業所得金額から事業主控除後の金額	第1種事業 ……5% 第2種事業 ……4% 第3種事業 ……5% （ただし、助産師・あんま・はり・きゅうなどは3%）	第1期 8月31日 第2期 11月30日  （ただし税額10,000円以下の場合）は第1期に全額納付	
法人の事業税	県内で事務所・事業所を設けて事業を営んでいる法人	電力会社・ガス会社・生命保険会社・損害保険会社は収入金額	1.3%	法人の県民税と同じ	
		外形対象法人は所得金額、付加価値額及び資本等の金額	(所得割) 400万円以下の額 ……3.8% 400万円を超え800万円以下の額 ……5.5% 800万円を超える額 ……7.2% 3以上の都道府県で営み 資本金又は出資金が1,000万円以上の法人 ……7.2% (付加価値割) 0.48% (資本割) 0.2%		
		普通法人は所得金額	400万円以下の額 ……5% 400万円を超え800万円以下の額 ……7.3% 800万円を超える額 ……9.6% 3以上の都道府県で営み 資本金又は出資金が1,000万円以上の法人 ……9.6%		
		特別法人は所得金額	400万円以下の額 ……5% 400万円を超える額 ……6.6% 3以上の都道府県で営み 資本金又は出資金が1,000万円以上の法人 ……6.6%		

税 目	納 税 義 務 者		課 税 標 準 等	税 率	納 期
地方消費税	譲渡割	課税資産の譲渡等を行う者	消費税額 (国税)	25%	国の消費税と同じ
	貨物割	課税貨物を保税地域から引取る者			
不動産取得税	県内にある土地・家屋の取得者		不動産の価格	3% (ただし、住宅以外の家屋の取得は3.5%)	納税通知書に定められた日
県たばこ税	卸売販売業者等		売渡本数 旧3級品以外 旧3級品	1,000本につき969円 (H18.7.1~1,074円) 1,000本につき461円 (H18.7.1~511円)	翌月の末日 (毎月)
ゴルフ場利用税	ゴルフ場の施設の利用者		ゴルフ場の利用	1人1日につき 400円~1,200円	翌月の15日 (毎月)
※1自動車税	自動車の所有者	乗用車	営業用 自家用	7,500円~40,700円 29,500円~111,000円	5月31日
		貨客乗用車	営業用 自家用	10,200円~21,300円 13,200円~28,500円	
		バス	営業用 一般乗合用 その他	12,000円~29,000円 26,500円~64,000円 33,000円~83,000円	
			自家用	6,500円~29,500円	
		トラック	営業用 積載量8トン以下	6,500円~29,500円	
積載量8トンを超えるもの	8トンを超える1トンまでごとに29,500円に4,700円を加算				
トラック	自家用 積載量8トン以下	8,000円~40,500円			
	積載量8トンを超えるもの	8トンを超える1トンまでごとに40,500円に6,300円を加算			
鉦 区 税	県内に鉦業権をもっている者		鉦区の面積	100アールごとに 200円又は400円	5月31日
狩 猟 税	狩猟者の登録を受ける者	第一種銃猟免許で下記の者以外のもの		16,500円	狩猟者の登録を受ける日
		第一種銃猟免許で県民税所得割の納付を要しない農林水産業者を除く扶養親族等以外の者		11,000円	
		網猟免許又はわな猟免許で下記の者以外のもの		8,200円	
		網猟免許又はわな猟免許で県民税所得割の納付を要しない農林水産業者を除く扶養親族等以外の者		5,500円	
		第二種銃猟免許		5,500円	
自動車取得税	自動車の取得者		※2自動車の価額	自家用自動車 (軽自動車を除く) 5% その他 3%	自動車の登録をするとき
軽油引取税	特約業者から軽油を引き取る者		引取数量	1キロリットルにつき 32,100円	翌月の末日 (毎月)
核 燃 料 税	発電用原子炉の設置者		発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	※3 10%	核燃料挿入日から2月後の月の末日

※1 グリーン化税制により、低燃費基準を達成し、かつ低排出ガスの認定を受けた自動車については、排出ガスの程度に応じて新規登録翌年度1年間の自動車税額が約25~50%軽減、新車新規登録から13年を経過したガソリン車及びLPG車または11年を経過したディーゼル車については、本来の税額に約10%加算。

※2 低燃費車特例の見直しにより  
①燃費基準より20%以上燃費性能が良く、平成17年排出ガス基準値より75%以上性能がよい場合、取得価格から30万円を控除、②燃費基準より10%以上燃費性能が良く、平成17年排出ガス基準値より75%以上性能がよい場合、取得価格から15万円を控除

※3 平成19年3月31日までの間は12%